

貝教総第 47 号

令和 4 年 7 月 25 日

貝塚市立義務教育学校開校準備委員会 会長 様

貝塚市教育委員会

第五中学校区に設置する貝塚市立義務教育学校の
開校準備に必要な事項について（諮問）

貝塚市立義務教育学校開校準備委員会規則第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

第五中学校区に設置する貝塚市立義務教育学校の開校準備に必要な事項について、貴委員会の意見を求めます。